

届出書の記載例  
様式B

該当する方を記載

短縮を申請しない場合は抹消

特定工場新設（変更）届出及び実施制限期間の短縮申請書（一般用）

年 月 日

市町村長 殿

(届出者) 氏名または名称 ○○○工業株式会社  
 ↑ 住所 青森県○○市○○2-2  
 ②参照 代表者氏名 代表取締役 ○○ ○○  
 (担当者) ○○ ○○ 電話(017)(700)○○○○番

↑  
 実務担当者（質疑応答の出来る人）を記入  
 該当する条項を記載

工場立地法第6条第1項（第7条第1項、第8条第1項、工場立地の調査等に関する法律の一部を改正する法律（昭和48年法律第108号。以下「一部改正法」という。）附則第3条第1項）の規定により、特定工場の新設（変更）について、次のとおり届け出るとともに「工場立地法第11条第1項の期間の短縮方を申請します。」

↑ 短縮を申請しない場合は抹消

1	特定工場の設置の場所	〒000-000 ○○○県○○○市○○1-1-1	
2	特定工場における製品（加工修理業に属するものにあつては加工修理の内容、電気供給業、ガス供給業又は熱供給業に属するものにあつては特定工場の種類）	半導体集積回路	
3	特定工場の敷地面積	変更前52,564㎡	変更後 55,568㎡ (± ㎡)
4	特定工場の建築面積	③参照 } 変更前 6,892㎡	変更後 7,352㎡ (± ㎡)
5	特定工場における生産施設の面積	別紙1のとおり	
6	特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置	別紙2のとおり	
7	工業団地の面積並びに工業団地共通施設の面積及び工業団地の環境施設の配置	別紙3のとおり	
8	隣接緑地等の面積及び配置並びに負担総額及び届出者が負担する費用	別紙4のとおり	
9	特定工場の新設（変更）のための工事の開始の予定日 備考5及び④参照	造成工事等	
		施設の設置工事	平成15年○月○日
※整理番号		※備考	
※受理年月日			
※審査結果			

- 備考
- ※印の欄には、記載しないこと。
  - 6欄から8欄について、規則第4条に規定する緑地以外の環境施設以外の施設と重複する土地及び規則第3条に規定する建築物屋上等緑化施設はそれ以外の緑地と区別して記載すること。
  - 法第6条第1項の規定による新設の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載すること。
  - 法第7条第1項又は一部改正法附則第3条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄から9欄までのすべての欄（特定工場の設置の場所が工業団地に属しない場合は7欄を、工業集落地特例の適用を受けようとする場合は8欄を除く。）に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させること。
  - 法第8条第1項の規定による変更の届出の場合は、1欄及び9欄に記載するとともに、2欄から6欄まで及び8欄のうち変更のある欄については、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。
  - 9欄については、埋立及び造成工事を行う場合にあっては造成工事等の欄に、生産施設、緑地等の施設の設置工事を行う場合にあっては施設の設置工事の欄に、それぞれ該当する日を記載すること。

7 届出書及び別紙の用紙の大きさは、図面、表等やむを得ないものを除き、日本工業規格A4とすること。

- ① あて先はすべての特定工場については、設置の場所の市町村長となります。
- ② 代理人が届け出る場合には、下記の通り2段書きすること。また、代表者の委任状を添付すること。印鑑は代理人のものを使用することができる。  
○○○工業株式会社  
○○県○○市○○1-1-1  
代表取締役社長 ○○○○  
  
代理人 ○○○工業株式会社○○工場  
○○県○○市○○1-1  
○○工場長 ○○ ○○ 印
- ③ 敷地面積、建築面積は、小数点以下を切り捨てること。別紙1、2等の生産施設面積、緑地及び環境施設面積についても同様にする。
- ④ 9欄では、敷地の増減のみの変更の場合は「造成工事等」の欄に記入する。

届出書の記載例

別紙 1 (変更届出)

特定工場における生産施設の面積

生産施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積 (㎡)
		変更前	変更後	
第一工場	セー 1	2,980	2,980	
第二工場	セー 2	253	253	
第三工場	セー 3	945	945	
ボイラー室	セー 4	80	95	△80 +95
第四工場	セー 5	なし	1,050	+1,050

備考 4 参照・差し引き計算しないこと

生産施設の面積の合計		4,258	5,323	△80 +1,145

備考 5 参照

- 備考 1 施設番号には、セー 1 からはじまる一連番号を記載すること。ただし、法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合には、その変更に係る施設に対応する変更前の施設があるときは当該変更前の施設の届出済の番号を記載し、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは届出済の一連番号の次の番号を新たに設けてそれを記載すること。
- 2 法第 7 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、変更前の欄には全部の施設的面積を記載するとともに、その変更に係る施設に対応する変更前の施設がないときは「なし」と記載し、変更後の欄にはその変更に係る施設の変更後の面積のみを記載すること。
- 3 法第 8 条第 1 項の規定による変更の届出の場合、面積欄を変更前と変更後に区分し、その変更に係る施設についてのみ記載し、その施設に対応する変更前の施設がないときは、変更前の欄には「なし」と記載すること。
- 4 **増減面積欄には法第 7 条第 1 項、法第 8 条第 1 項又は一部改正法附則第 3 条第 1 項の規定による変更の届出の場合のみ記載すること。**この場合において、当該変更が面積の増加である場合は増加面積を表わす正の数字を、面積の減少である場合は減少面積を表わす負の数字を、面積の減少と増加を同時に行う場合は減少面積を表わす負の数字と増加面積を表わす正の数字の両方を記載すること。
- 5 生産施設的面積の合計の欄は、変更の届出の場合にあつては、変更前と変更後に区別し、それぞれの欄に当該特定工場における全生産施設的面積の合計を記載すること。

届出書の記載例

別紙2 (変更届出)

特定工場における緑地及び環境施設の面積及び配置

1 緑地及び環境施設の面積

備考1参照

増減の差引計算  
はしないこと

緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
		変更前	変更後	
低木地 正面東側	リー1	190	190	
樹木地 敷地北側周辺部 (運動場) . . . . .	リー2 ①参照 . . . . .	850 (200)	850 (200)	
芝生・低木混合 ボイラー室南側	リー3	90	55	△ 35
低木地 ボイラー室北側	リー4	35	60	+ 25
芝生 第三工場周囲	リー5	なし	150	+150
高木地 敷地南側	リー6	なし	250	+250
緑地面積(様式第1又は様式B備考2で区別することとされた緑地を除く。)の合計				
様式第1又は様式B備考2で区別することとされた緑地の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
様式第1又は様式B備考2で区別することとされた緑地の面積の合計				
緑地面積の合計		1,165	1,555	△ 35 +425
緑地以外の環境施設の名称	施設番号	面積 (㎡)		増減面積
池	カー1	200	200	
テニスコート (クラブハウス) -----②参照	カー2 (カー3)	680 (300)	680 (300)	
緑地以外の環境施設の面積の合計		1,180	1,180	± 0
環境施設の面積の合計		2,345	2,735	△ 35 + 425

2 環境施設の配置

敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号 ③参照	リー1、リー2の一部、リー6、カー1、カー2		
敷地の周辺部に配置する環境施設の面積の合計	面積 (㎡)		増減面積
	変更前	変更後	
	1,760	1,760	± 0 ㎡
配置について勘案した周辺の地域の土地利用の状況等との関係	正門前は国道7号線であるが、三方は住宅に囲まれているため、環境施設は極力施設周辺部に配置するようにしている。		

- 備考 1. 緑地の名称の欄には、区画毎に緑地の種類及びその設置の場所を記載すること。  
 2. その他は別紙1の備考1から3まで及び5と同様とする。この場合において、「セー1」とあるのは、緑地にあつては「リー1」と、緑地以外の環境施設にあつては「カー1」と読み替えるものとする。  
 ① 緑地以外の環境施設が、その面積の2倍程度以上の樹木の育成する緑地で囲まれている場合で、緑地以外の環境施設の面積も含めて規則第3条第1項号イ又はロの基準に適合する場合は、緑地以外の環境施設の面積も緑地の面積として測定するが、この場合は当該施設の種類及び面積(内数)を最後に括弧()書きで記載してください。  
 ② 環境施設に専ら従業員の用に供する体育館、クラブハウス等が囲まれているか又は接している場合で、環境施設の面積が体育館、クラブハウス等の5倍程度以上である場合は、体育館等の名称及び面積(外数)を最後に括弧()書きで記載してください。  
 ③ 敷地の周辺部に配置する環境施設の各施設番号の欄では、施設の一部が該当する場合は、「カー2の一部」の様に記載してください。

届出書の記載例  
様式例第1

整理番号

事業概要説明書

1	生産開始の日 ← ①参照 (54. 4. 1)		15年○月○日				
2	主要製品別生産能力及び生産数量 ← 備考1参照						
	製品名		生産能力		生産数量		
	熱分析装置 ガス分析機器		15,000台/月 10,000台/月		10,000台/月 7,000台/月		
3	水源別工業用水使用量 計 600 (単位: トン/日)						
	上水道	工業用水道	河川表流水	井戸水	その他	回収水	海水
	300			300			
4	電力の使用量 計 20,000 (単位: KWH/日)						
	買電による電力使用量			自家発電による電力使用量			
	20,000						
5	輸送手段別輸送料 ← 備考2参照 計 680 (単位: トン/月)						
			自動車	鉄道	船舶	その他	計
	燃料、原材料及び外注部品		250				250
	製品		430				430
6	従業員数 計 320 (単位: 人)						
	職員	(男) 40 (女) 20	工員	(男) 140 (女) 120	合計	(男) 180 (女) 140	

備考 1 生産能力及び生産数量は、各々の業種に応じ通常用いる単位で記載して下さい。  
(例 トン/日、m<sup>3</sup>/月等)

2 輸送量は、トン換算した値で1ヶ月当たり平均輸送量を記載して下さい。

3 製品名は日本標準産業分類による四桁分類で説明している程度の内容で記入して下さい。

4 事業概要説明書の様式の大きさは、日本工業規格A4を用いてください。

① 生産開始の日の欄には、届出に係る生産施設の稼働開始の日を記載してください。なお、変更届出の場合には、当該工場の操業開始の日を( )書きで併記して下さい。

② 従業員数は、別会社の従業員、パート等でも工場内で日常的に働いている人は含めて下さい。

届出書の記載例  
様式例第4

特定工場の新設等のための工事の日程

工事の種類	年月	工事の日程									
		年 月	元 年 2月	年 3月	年 4月	年 5月	年 6月	年 7月	2年 1月	年 2月	年 3月
造成（埋立）工事 敷地の増減の移転登記日等を記載											
生産施設の設置工事											
施設の名称	施設番号										
ボイラー室	セー4			4/1	4/20						
第3製造室	セー5										
環境施設・緑地の設置工事											
施設の名称	施設番号										
芝生 ボイラー室東	リー6			4/1	4/20						
低木地 守衛所前	リー10										
樹林地 敷地西	リー11										
広場	カー2										
その他の主要施設の設置工事											
空気圧縮機（アー9～12）											

備考1 工事の日程の欄には、工事の種類ごとに工事の期間を←→印で記載するとともに当該工事の開始と終了の日を付記して下さい。

なお、生産施設については、当該生産施設の運転の開始の日も工事の日程の欄にあわせて明記して下さい。また、生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事において既存施設の廃棄工事が行われる場合には、当該廃棄工事の日程も記載して下さい。

2 施設の名称、施設番号の欄には規則による届出書の別紙1～3に記載した生産施設、緑地、緑地以外の環境施設の名称、番号を記載して下さい。

3 事務所、倉庫等その他の主要施設の設置工事の日程の欄には、当該工事の開始が生産施設の設置工事、環境施設・緑地の設置工事のいずれよりも早い場合にのみ当該施設の種別を工事の種類の欄に明記して下さい。

4 変更の届出の場合には、変更に係る施設について記載して下さい。

① 緑地と緑地以外の環境施設の設置工事の終了時期は、原則として、当該施設の設置届出と同時に届け出た生産施設の運転開始時期までとして下さい。ただし、以下のような場合で環境施設の設置工事の日程、内容が適切であり、かつその実施が確実であると認められる環境施設設置計画に従って設置工事が進められる場合はこの限りではありません。

- イ 生産施設の運転開始までの時期がごく短期間である場合
- ロ 樹木の植栽適期が生産施設の運転開始時までに到来しない場合
- ハ 植栽地盤の改良工事に長期間を要する場合